2022 年度
電源Ⅰ´厳気象対応調整力
募集要綱

関西電力送配電株式会社

目　　次

第１章　　はじめに
第２章　　注意事項
第３章　　用語の定義
第４章　　募集スケジュール
第５章　　募集概要
第６章　　応札方法
第７章　　評価および落札案件決定の方法
第８章　　契約条件
第９章　　その他

第１章　　はじめに

１．2016 年 4 月以降のライセンス制（2022 年 4 月より開始される特定卸供給事業（アグリゲータ）制度を含みます。）導入に伴い，各事業者がそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。

２．関西電力送配電株式会社（以下「当社」といいます。）は，一般送配電事業者としての役割を果たすために，主に 10 年に１回程度の厳気象（猛暑および厳寒）時等の稀頻度な需給ひっ迫時等において，需給バランス調整を実施することを目的とした調整力を確保するため，電源Ⅰ´厳気象対応調整力を入札により募集いたします。なお，需給ひっ迫の指標は，広域的な予備率にて判断し，予備率が８％未満となる場合等に，電源Ⅰ´を発動いたします。

※　想定される発動回数については，第 62 回制度設計専門会合（2021.6.29）資料 6-1 を参照ください。なお，落札評価上考慮する想定発動回数も同値を採用しております。（第７章　評価及び落札者の決定方法　参照）

３．今回実施する入札においては，発電事業者等の事業予見性の確保や厳気象対応調整力の確実かつ効率的な確保の観点から，長期契約（１年間）を前提としておりますが，確保した厳気象対応調整力のトラブルや需要想定の見直し等の状況変化に応じて，随時，短期契約（１年未満）を前提とした追加募集を行なうことがあります。

４．本要綱では，当社の募集する電源Ⅰ´厳気象対応調整力が満たすべき条件，評価方法等について説明します。

落札後の権利義務関係等については，添付する電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）標準契約書および端境期における調整力提供に関する覚書を併せて参照してください。

５．応札者は，本要綱に記載の作成方法のとおり，入札書を作成してください。

第２章　　注意事項

１．一般注意事項

（１）当社は，需給ひっ迫時に確実に期待できる需給バランス調整力を，確実かつ効率的に確保するために，本要綱に定める募集概要・契約条件等にもとづき，電源Ⅰ´厳気象対応調整力を入札により募集します。入札募集によって，調整力のコストが低減することを期待しますので，応札者が入札書で明らかにする電源Ⅰ´厳気象対応調整力の入札案件の評価にあたっては，入札時の価格が低いことが重要な要素となります。なお，この価格要素に加え，需給バランス運用の柔軟性等も重要な要素となります。

（２）入札案件の優劣は，本要綱で定める評価方法に従って評価します。このためにも，応札者は入札書を作成する際には，本要綱に記載の作成方法に準じて，入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。

（３）入札案件の審査過程において，効率的な審査ができるように，応札者は入札書を作成する際には，読みやすく分かりやすいものを作成してください。

（４）応札者は，本要綱に定める諸条件ならびに添付する電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）標準契約書および端境期における調整力提供に関する覚書の内容をすべて承諾のうえ，当社に入札書を提出してください。

（５）電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電源等が発電設備である場合，当該発電設備において一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく発電量調整供給契約（発電量調整供給契約者と電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていること等が必要です。一方，契約電源等がDRを活用したものである場合，当該需要家において一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく接続供給契約（接続供給契約者と電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約者とが同一であることは求めません。）が締結されていること等が必要です。（発電量調整供給契約または接続供給契約を締結する一般送配電事業者を総称して，以下「属地 TSO」といいます。）

（６）当社が属地TSOとなる場合で，落札者が希望する場合，当社が当該電源等について別途定める電源Ⅱ周波数調整力募集要綱および電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱で定める技術的要件を満たすことを確認したとき，当社と協議のうえ，電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結することも可能とします。この場合，

契約書の内容等詳細については，落札候補案件決定以降，別途協議いたします。

（７）応札者が，入札書提出後に応札の辞退を希望する場合は，すみやかに書面により当社まで申し出てください。一度応札辞退の意思を表明した場合は，今年度の入札において選考対象として復帰することはできませんので，あらかじめ了承願います。応札を辞退された場合は，当社はすみやかに入札書を返却します。

（８）本要綱にもとづく電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）は，すべて日本法に従って解釈され，法律上の効力が与えられるものとします。

（９）応札者が入札書に記載する会社名は，正式名称を使用してください。応札者の事業主体者は，日本国において法人格を有するものとします。

また，ジョイント・ベンチャー等のグループで応札することも可能です。この場合には，グループ各社が日本国において法人格を有するものとし，入札書において参加企業すべての会社名および所在地を明らかにするとともに，当社との窓口となる代表企業を明示していただきます。なお，全参加企業が連帯して本要綱，電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約および端境期における調整力提供に関する覚書上の全責任を負うものとします。

（10）以下のいずれかに該当する関係にある複数の者が本入札の応札を希望する場合は，原則として，そのうち一のみによる応札またはジョイント・ベンチャー等として応札してください。なお，個別に応札する場合は，入札書（様式 1）の「15 資本関係または人的関係等のある者との事前調整等の有無」の記載をお願いします。

※本要綱は，独占禁止法に違反する談合行為を容認するものではありません。独占禁止法に触れるような行為のないように，応札者はご注意ください。

イ 資本関係

（イ）会社法第２条第４号の２に規定する親会社等と会社法第２条第３号の２に規定する子会社等の関係にある場合

（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

ロ 人的関係

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち，次に掲げる者をいいます。以下同じ。）が，他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社

等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。）

① 株式会社の取締役。ただし，次に掲げる者を除きます。

・ 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

・ 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

・ 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

・ 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

② 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

③ 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社，合資会社又は合同会社をいいます。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除きます。）

④ 組合の理事

⑤ その他業務を執行する者であって，①から④までに掲げる者に準ずる者

（ロ）一方の会社等の役員が，他方の会社等の民事再生法第６４条第２項または会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」といいます。）を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が，他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ハ その他，上記イまたはロと同視しうる関係

(11) 当社，属地 TSO または落札者が第三者と合併または電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは，あらかじめ相手方の承認を受けるものとします。なお，電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）承継の詳細な取扱いについては，添付する電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）標準契約書（または電源Ⅱ周波数調整力標準契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力標準契約書）を参照してください。

(12) 応札に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用，入札書作成に要する費用，電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）の交渉に要する費用等）は，すべて応札者で負担してください。

(13) 入札書は日本語で作成してください。また，入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本文が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は，必ず原文を提出するとともに和訳を正式な書面として提出してください。

(14) 入札書提出後は，入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え，補足説明資料の追加等も認められません。ただし，落札者候補案件の選定にあたり，当社が提出を求めた場合については除きます。

(15) 契約者は 2023 年 10 月以降，インボイス制度が導入されるため，適格請求書発行事業者の登録が必要となります。

２．守秘義務

応札者および当社は，入札を通じて知り得た相手方の入札案件に係る機密を第三者に漏らしてはならず，また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

ただし，当社は以下の目的に限り，必要最小限の範囲で関係する一般送配電事業者および電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）または監督官庁へ入札情報の一部を提供いたします。

（１）本要綱第５章１（４）における設備（または需要家）の重複確認のため

（２）本要綱５章１（５）ハにおける複数入札の妥当性確認および本要綱第７章（評価および落札案件決定方法）における，落札案件を一意に決定するため

（３）広域機関が，供給力の二重計上防止の観点から，発電事業者および小売電気事業者から広域機関に提出された供給計画の内訳とこの入札要綱にもとづき応札された発電設備または負荷設備等の内訳を比較するため

（４）電気事業法およびその他法令にもとづく監督官庁等の報告要請があった場合

３．問合せ先

本要綱の内容に関し，個別の質問がある場合は，下記の問合せ専用当社ホームページより受け付けます。

なお，審査状況等に関するお問い合せにはお答えできません。

問合せ専用当社ホームページ：https://inquiry.kansai-td.co.jp/app/inquiry/index/4/1

第３章　　用語の定義

１．電源等分類

（１）周波数調整力

需要ピーク時における供給力不足等に活用できる調整力のうち，周波数制御機能を提供することを必須とし，周波数制御ならびに需給バランス調整に活用される調整力をいいます。

（２）需給バランス調整力

需要ピーク時における供給力不足等に活用できる調整力のうち，周波数制御機能を期待されず，専ら需給バランス調整に活用される調整力をいいます。

（３）電源Ⅰ－ａ

当社があらかじめ確保する専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整でき，かつ，周波数制御機能を提供することを必須とする電源等をいいます。

（４）電源Ⅰ－ｂ

当社があらかじめ確保する専用線オンライン指令（簡易指令システム（需給調整市場の取引規程における通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）で調整でき，周波数制御機能を提供することを必須としない電源等をいいます。

（５）電源Ⅰ周波数調整力

電源Ⅰ－ａの調整によって得られる周波数調整力をいいます。

（６）電源Ⅰ´厳気象対応調整力

当社があらかじめ確保し，需給ひっ迫等必要時に，オンライン指令（ただし，簡易指令システムを用いたものを含みます。）で上げ調整できる電源等（周波数制御機能の提供を期待されないもの）の調整によって得られる調整力をいいます。

（７）電源Ⅱ－ａ

当社から専用線オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で調整ができる電源等（電源Ⅰ－ａ，Ⅰ－ｂを除きます。）であり，ゲートクローズ（発電事業者および小売電気事業者による需給計画の提出締切り（実需給１時間前）のことをいいます。）以降余力がある場合に当社が周波数制御のために利用することが可能なものをいいます。

（８）電源Ⅱ－ｂ

当社から専用線オンライン指令（簡易指令システム（需給調整市場の取引規程における通信設備に関する要件を満たすもの）を用いたものを含みます。）で調整ができる電源等（電源Ⅰ－ａ，Ⅰ－ｂを除きます。）であり，ゲートクローズ（発電事業者および小売電気事業者による需給計画の提出締切り（実需給１時間前）のことをいいます。）以降余力がある場合に当社が需給バランス調整のために利用することが可能なものをいいます。

（９）DR（ディマンドリスポンス）

本要綱においては，需給バランス調整のために，需要家側で電力の使用を抑制，もしくは増加することをいいます。(Demand Response の略)

(10) ネガワット

本要綱においては，需要家の需要抑制等による順潮流（一般送配電事業者が運用する電力系統から需要家の構内側へ向かう電力の流れ）の減少のことをいいます。

(11) ポジワット

本要綱においては，発電設備の増出力による逆潮流（発電設備等の設置者の構内から一般送配電事業者が運用する電力系統側へ向かう電力の流れ）の増加のことをいいます。

(12) アグリゲーション

本要綱においては，複数の需要家の需要抑制または発電設備の増出力を束ねることをいいます。

(13) アグリゲータ

単独または複数のネガワットまたはポジワットをアグリゲーションし，それらに対する負荷制御（増または減）量・期間等を指令し，制御を実行させることにより，総計として，当社の指令に応じ，本要綱に定める要件を満たす需給バランス調整を実現する事業者（その事業者が調整力提供にあたって使用する設備を含みます。）をいいます。なお，需要家自らがアグリゲータとなることも可能です。

(14) 調整電源

電源Ⅰ，Ⅰ´など一般送配電事業者と調整力に関する契約を締結し，一般送配電事業者がオンライン（ただし，簡易指令システムを用いたものを含みます。）で出力調整で

きる電源等のことをいいます。

(15) 非調整電源

電源Ⅲなど調整電源に該当しない電源等のことをいいます。

(16) 発電バランシンググループ（発電 BG）

単独または複数の発電所を保有する発電者の集まりで組成されるグループのことを言い，インバランス算定時の算定対象単位となります。なお，電源Ⅰ′厳気象対応調整力として供出する場合は，対象発電機（発電所）毎に単独の発電バランシンググループを設定する必要があります。

２．契約・料金関連

（１）応札者

本要綱にもとづき入札書を提出する事業者をいいます。

（２）落札者

本要綱にもとづき評価した結果，協議の後，当社が電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約（および，希望する場合は同時に電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）を締結することを決定した応札者をいいます。

（３）契約電源等

契約電力を供出する発電設備等または負荷設備等のことをいいます。

（４）発電等出力増

発電設備の出力増加または負荷設備の需要抑制により，電源Ⅰ´厳気象対応調整力を供出することをいいます。

（５）電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力

電源Ⅰ´厳気象対応調整力として契約する契約電源等との契約 kW で，当社または当社から依頼を受けた属地 TSO の指令（以下，本要綱の指令に係る記載において，特段の規定が無い場合は，同様に「当社」は「当社または当社から依頼を受けた属地 TSO」に読み替えるものといたします。）に応じ運転継続時間にわたって供出可能な出力をいいます。

なお，DR を活用した応札者の場合，属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したものとします。

（６）電源Ⅱ周波数調整力契約

当社が周波数維持のために調整力として活用することを目的とし，電源Ⅰ－ａおよび電源Ⅱ－ａと締結する契約をいいます。

（７）電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約

容量市場が開設されるまでの供給力確保策として，過去 10 年の中で最も猛暑・厳寒であった年度並みの気象を前提とした需要（厳気象 H1 需要）において，平均的な電源トラブルやそれを一定程度上回る供給力低下が発生しても，国からの特別な要請に基づく節電に期待する（場合によっては計画停電に至る）といった状況に陥らないようにすることを主な目的とし，オンライン指令（ただし，簡易指令システムを用いたものを含みます。）で上げ調整できる電源等（周波数制御機能の提供を期待されないもの）を対象に，当該契約 kW の確保・待機および当社指令に応じた調整力の提供と，その対価としての基本料金および従量料金の支払いについて締結する契約をいいます。

（８）運転継続時間

契約電源等が，電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力で発電等出力増を継続できる時間をいいます。

（９）運転継続可能時間

当社が契約電源等に対し，当社指令に応じた調整の継続を求める時間をいいます。

本要綱においては，3 時間をいいます。

(10) 電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供可能時間

1 日（毎日 0 時～24 時をいいます。）のうち，本要綱にて定める，当社の指令に応じた発電等出力増を行なうことが可能な時間帯をいいます。

（以降，本要綱における時間は 24 時間表記を使用します。）

(11) 厳気象対応準備時間

1 日（毎日 0 時～24 時をいいます。）のうち，当社が，主に，本要綱にて定める，当社指令に応じた発電等出力増を必要とする時間帯をいいます。

本要綱においては，9 時～20 時をいいます。

(12) 計画外停止日数

契約電源等において，事故あるいは計画になかった補修等によって停止に至った日数をいいます。ただし，当社が起因となった停止の場合は，当社と合意した日数を除きます。

(13) 計画停止日数（補修停止日数）

契約電源等において，各断面（年間，月間，週間）で補修等のためにあらかじめ計画を策定して停止する日数をいいます。

(14) 基本料金

契約電源等が kW を供出するために必要な費用への対価をいいます。

(15) 従量料金

当社指令に応じ，契約電源等が発電等出力増により kWh を供出するために必要な費用への対価をいいます。

(16) 申出単価

従量料金を算定する際に利用する単価をいいます。燃料費等の情勢を反映するため，契約者から定期的に提出いただく必要があります。本要綱において定める申出単価の種類は，上げ調整単価（V1）のみです。

※本要綱においては，上げ調整のみを要件として求めますが，下げ調整にも応じていただける電源等においては，下げ調整を実施させていただくこととし，下げ調整単価（V2）を設定いたします。この場合，契約の詳細については電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）標準契約書を元に別途協議いたします。

(17) 上げ調整単価（V1）

当社が契約電源等に対して，出力増指令したことにより増加した電気の電力量に乗じて支払う１kWh あたりの単価をいいます。

(18) 下げ調整単価（V2）

当社が契約電源等に対して，出力減指令したことにより減少した電気の電力量に乗じて受け取る１kWh あたりの単価をいいます。

(19) 需給調整市場システム

需給調整市場においてΔkW（一般送配電事業者が，調整電源を調達した量で調整できる状態で確保し，必要なときに指令できる権利）を取引するためのシステムをいいます。

３．需給関連

（１）Ｈ３需要

ある月における毎日の最大電力（1 時間平均）を上位から 3 日とり平均したものをい

います。

（2）広域的な需給バランス調整

各一般送配電事業者が算出しているエリアの予備率ではなく，地域間連系線による連系に支障が生じない範囲の広域的な予備率を踏まえた需給バランスの調整のことをいいます。

（3）需給ひっ迫

想定される需要に対して，供給力が不足する状態をいいます。

（4）端境期

本要綱では，4 月 1 日から 6 月 30 日，10 月 1 日から 11 月 30 日および翌年 3 月 1 日から 3 月 31 日をいいます。

（5）実効性テスト

容量市場で落札された発動指令電源が，契約容量以上の供給力を供出できることを確認するためのテストのことをいいます。実需給期間の 2 年度前に実施するとされています。

4．発電等機能関連

（1）専用線オンライン指令

当社が需給バランス調整を行なうため，通信伝送ルートを通じて，直接的に，需給バランス調整機能を具備した電源等へ出力増を指令することをいいます。

なお，中央給電指令所～契約電源等間の通信設備等が必要となります。

（2）系統連系技術要件

属地 TSO が維持・運用する電力系統に接続する電源に求める技術的な要件をいいます。

（3）需給バランス調整機能

電源等が接続する電力系統の需給バランス調整を目的に，出力を増加させるために必要な機能をいいます。

（4）調整力ベースライン

属地 TSO の託送供給等約款，エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン(資源エネルギー庁策定)における標準ベースライン等，DR を実

施する際，その出力増減幅の基準となる負荷消費電力または一定期間の負荷消費電力量に属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したものをいいます。

５．その他

（１）当社エリア

当社の供給区域である次の地域をいいます。滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。），福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

第４章　　募集スケジュール

１．2022 年度における入札公表から，落札者との電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。ただし，やむを得ない事由によりスケジュールが変更となる場合もあります。

日程	ステップ	説　明
7/1～ 8/1	①募集の公表および 募集要綱(案)への 意見募集（RFC）	当社は，次年度分の電源Ⅰ´厳気象対応調整力を調達するための電源Ⅰ´厳気象対応調整力募集要綱（案）を策定し，入札募集内容を公表するとともに，電源Ⅰ´厳気象対応調整力募集要綱（案）の仕様・評価方法等について，意見募集を行ないます。 応札をご検討の方で，各項目に対する意見がある場合は，電源Ⅰ´厳気象対応調整力募集要綱（案）を参照のうえ，理由と併せて意見募集期間中に専用フォーム URL より意見を提出してください。
8/2～ 8/31	②募集要綱の確定	当社は，意見募集でいただいた意見や関係機関の検討状況等を反映した電源Ⅰ´厳気象対応調整力募集要綱を制定します。
9/1～ 10/31	③入札募集	当社は，入札募集を開始しますので，応札者は本要綱に記載の応札方法のとおり入札書を作成し，10/31 までに応札してください。
11/1　～ 12/8	④入札書の審査および 落札候補者の選定	当社は，応札者の応札に対して本要綱で定める評価方法に従って評価し，落札候補者を選定します。
12/9	⑤落札候補者決定,結果 公表	当社は，落札候補者決定後入札募集手続きの結果を公表します。(募集容量を充足しない場合には結果公表日を前倒しする可能性があります。)
12/10～	⑥契約協議	当社は，落札候補者と電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約に関わる協議を開始し，契約します。

※電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約への公募に応札いただいた電源で，落札後，電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約の締結を希望される場合，入札募集期間中に契約申込をお願いします。（詳細は電源Ⅱ周波数調整力募集要綱もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱をご参照ください。）

第５章　　募集概要

１．募集内容および電源Ⅰ´厳気象対応調整力が満たすべき要件は以下のとおりです。

（１）募集容量

７９２，０００kW

募集容量は，７９２，０００kW とします。

１入札案件あたりの入札容量は上記募集容量以下としてください。

なお，同時に公募する電源Ⅰ周波数調整力および電源Ⅰ需給バランス調整力の落札案件決定にあたり，入札の単位からやむを得ず募集容量を超過する部分については考慮の上で，電源Ⅰ´厳気象対応調整力の落札案件を決定します。具体的には，当該超過容量を上記募集容量から差し引いたものを，本要綱に基づく募集容量とみなし，落札案件決定を行ないます。（詳細は，第７章をご参照ください。）

（２）電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供期間および提供時間

電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供期間：2023 年 7 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までおよび 2023 年 12 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日まで 電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供時間：提供期間の内，土日祝日・年末年始を除く９～２０時

電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供期間は，2023 年 7 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までおよび 2023 年 12 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日までとします。

電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供時間は，提供期間のうち，土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に規定する日，12 月 29 日，12 月 30 日，12 月 31 日，1 月 2 日および 1 月 3 日を除き，各日 9 時から 20 時までとします。

（３）対象電源等

当社，北陸電力送配電株式会社，中部電力パワーグリッド株式会社，中国電力ネットワーク株式会社または四国電力送配電株式会社の系統に連系する，オンライン指令（ただし，簡易指令システムを用いたものを含みます。）で発電等出力増可能な電源等

イ　当社，北陸電力送配電株式会社，中部電力パワーグリッド株式会社，中国電力ネットワーク株式会社または四国電力送配電株式会社のいずれかを属地 TSO とし，かつ属地 TSO の系統に連系する電源等（連系線を経由して当該一般送配電事業者の系統に接続するものを除きます。）で，当社から，オンライン指令（ただし，簡易指令システムを用いたものを含みます。）で発電等出力増可能な電源等といたします。

※　当社の供給区域である淡路島南部地域（別紙参照）については，当社が属地 TSO

であるものの四国電力送配電株式会社の系統と連系していることから，当社の調整力公募の対象とはいたしません。

ロ　使用する燃料については，特に指定しませんが，電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供期間を通じて安定して調達できることが条件となります。

ハ　当社が指定する厳気象対応準備時間において，本要綱にて定める，当社の指令に応じた発電等出力増が実施（当該時間の間において，当社からの指令受信ではなく，調整の実施・発電等出力増の実施/継続ができることをいいます。）できることが必要です。この場合，本章第３項（１）ロで定める，当社からの指令を受信してから，調整実施までの時間を勘案した時間帯において待機していただく必要があります。また，厳気象対応準備時間を超えて，別途定める運転継続時間の発電等出力増の継続を求めるものではありません。

※応札時点で営業運転を開始していない電源等，および当社とオンライン信号（ただし，簡易指令システムを用いたものを含みます。）の送受信を開始していない電源等の場合，電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供期間の始期までに電源等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。また，計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合，提供期間の始期までに必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。

（４）入札単位

原則，容量単位

入札は，発電設備を活用して応札される場合は，原則として発電機を特定して，容量単位（kW）で実施していただきます。

なお，例外として属地 TSO の託送供給等約款における契約受電電力が最低入札容量未満であるもの，契約受電電力が最低入札容量以上ではあるが発電設備単体で最低入札容量を供出できない電源（※１），または提供期間を通じ安定的に最低入札容量を供出することができない電源（※２）については，複数の発電設備をまとめ，その合計が最低入札容量以上となるアグリゲーション及び，これらと DR を活用したアグリゲーションの組合せにより入札することができます。アグリゲーションの組み合わせと入札可否の詳細については，別途ホームページに公表する資料「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定方法に関する取扱いについて」をご確認ください。

URL：https://www.kansai-td.co.jp/application/partner/reserve/2022/pdf/recruitment_27.pdf

※１　発電機ごとに計量器が取り付けられている場合に限ります。

※２　提供期間を通じ最低入札容量以上を供出できないことを確認できる資料を入札時に提出し，当社が認めた場合に限ります。

DR を活用して応札される場合は，本要綱に定める要件を満たすことのできるアグリ

ゲータが，容量単位（kW）で入札していただきます。

なお，複数の需要者または発電設備のアグリゲーションによって１入札単位とする場合，DR の活用および発電設備を活用するすべての地点が同じ一般送配電事業者と接続供給契約または発電量調整供給契約を締結している必要があります。

応札いただく電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力は，設備容量（発電機であれば定格電力，DR 設備であれば需要抑制により供出可能な電力）の範囲内においてのみ有効といたします。応札後に応札 kW が設備容量を超過していたことが明らかとなった場合，または，契約電力供出の妥当性が確認できない場合は，当該応札を落札評価対象から除外いたします。

また，同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力標準契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力標準契約書がある場合は，それぞれ，発電機単位またはアグリゲーション単位で契約締結いたします。

なお，様式３で，当該応札案件において当該設備（または需要家）の重複のおそれがある場合，当該設備（または需要家）を用いて応札された全応札者に対し，その旨を通知し，追加資料の提出等を受けて，当該設備（または需要家）の応札 kW の妥当性を確認いたします。

当社からの通知の翌日から起算して当社 5 営業日以内に回答がない場合，または，当該設備（または需要家）の重複に係る確認の結果，当該設備（または需要家）の応札 kW が設備容量以内で明確に区別・区分できない場合，応札案件評価においては当該設備（または需要家）を除外します。応札者は，その旨を十分にご理解の上，追加資料の提出や上記の内容を需要家に周知して理解・承諾させること等，必要な対応をお願いします。

イ　発電設備を活用して応札される場合は，契約に際して計量器の設置・取り替えが必要になる場合があります。計量器の設置・取り替えに係る費用は，契約者の負担とします。

ロ　契約者が計量単位の集約を希望される場合は，別途協議いたします。

ハ　DR を活用して応札される場合は，属地 TSO の託送供給等約款にもとづく計量器を用いて，調整力ベースラインの設定ならびに当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増減値を特定できることを前提とし，本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には，アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（30 分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ，別途協議いたします。

（５）他の調整力募集への入札の取扱い

イ　当社が属地 TSO となる場合，電源Ⅰ´厳気象対応調整力公募に応札する契約電源等と同一の契約電源等を用いて，電源Ⅰ周波数調整力，電源Ⅰ需給バランス調整力

および関空島電源調整力の公募に入札することも可能としますが，その場合の取扱いは以下のとおりといたします。

（イ）各調整力の募集に全部または一部重複する容量をもとに入札（以下「重複入札」といいます。）された場合

・同一調整力公募および関空島電源調整力への重複入札は認められません。

・電源Ⅰ周波数調整力，電源Ⅰ需給バランス調整力，電源Ⅰ´厳気象対応調整力の順に落札案件決定を行なうこととし，落札者となった後の調整力における落札案件決定の対象からは除外します。

（ロ）各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札（以下「複数入札」といいます。）をされた場合

・同一調整力公募への複数入札は認められません。

・複数入札された場合，各調整力においてそれぞれ落札案件決定を行なうものとします。この場合，各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないよう，それぞれの契約電力を設定していただきます。

ロ　応札者は，それぞれの入札が，重複入札の対象か，複数入札の対象かを応札時に明確にしていただきます。(応札時の明記無く，同一契約電源等から複数の調整力の公募への応札がなされている場合で，それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは，落札案件決定が出来ませんので，当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。)

＜具体例＞

5分間での出力増減可能な（電源Ⅰ周波数調整力の募集要件を満たす）容量が20,000kW，3時間での出力増可能な（電源Ⅰ´厳気象対応調整力の募集要件を満たす）容量が80,000kW，である単一の契約電源等からの応札の場合，

○電源Ⅰ周波数調整力の公募に20,000kW，電源Ⅰ´厳気象対応調整力の公募に80,000kWの重複入札は可能。

→電源Ⅰ周波数調整力の落札者となった場合，電源Ⅰ´厳気象対応調整力の落札案件決定からは除外されます。

○電源Ⅰ周波数調整力の公募に20,000kW，電源Ⅰ´厳気象対応調整力の公募に60,000kWの複数入札は可能。

→それぞれにおいて落札案件決定の対象とし，落札者となることが可能です。

●電源Ⅰ周波数調整力の公募に20,000kW，電源Ⅰ´厳気象対応調整力の公募に80,000kWの複数入札は不可。

→応札時点で，それぞれの調整力の公募要件を満たさないことから，それぞれの入札については，無効として取り扱います。

ハ　当社への入札と同一の契約電源等を用いて当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に入札する場合は，それぞれの入札が，いずれの一般電気事業者の公募との間での重複入札あるいは複数入札の対象か，応札時に明確にしていただきます。(応札時の明記無く，同一契約電源等から複数の調整力の公募への応札がなされている場合で，それぞれの入札が複数入札なのか重複入札なのか等が不明なときは，落札案件決定が出来ませんので，当該契約電源等に係るすべての応札を無効とさせていただきます。）また，この場合の入札は次の通りとしていただきます。

（イ）　いずれの一般送配電事業者への入札においても同じ入札案件名（契約電源等名称）としていただきます。

（ロ）　複数の需要者または発電設備またはその両方をまとめて１入札単位とするときは，当該複数の需要家および発電者が完全に一致するようにしていただきます。また，供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから，複数入札は原則として認められません。

なお，当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力の公募に応札される場合は，当該一般送配電事業者の募集要綱等をご確認ください。

＜具体例＞

○電源Ⅰ´厳気象対応調整力の公募に 80,000kW，当社以外の一般送配電事業者が実施する電源Ⅰ´厳気象対応調整力の公募に 80,000kW の重複入札は可能。

→それぞれの調整力公募の落札候補者となった場合，第７章評価および落札案件決定方法に従って，いずれかの一般送配電事業者の落札案件に決定されます。

ニ　電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約を締結する契約電源等を用いた需給調整市場への参加については，別途公表する資料「電源Ⅰ´契約電源等による需給調整市場への入札について」をご確認ください。

URL：https://www.kansai-td.co.jp/application/partner/reserve/2022/pdf/decision_27.pdf

（６）最低入札容量

＋1,000 kW

最低入札容量は＋1,000kW といたします。

入札容量は，1kW 単位で設定いたします。

ただし，高圧以上で，かつ 1,000kW 未満の発電設備については，複数の発電機をまと

め，その合計を 1,000kW 以上としていただきます。

（７）上限価格の設定

当社は上限価格を設定し，評価用単価※がその単価以下となる入札案件のみを審査対象とします。

※ 評価用単価の算定方法については第７章３をご参照ください。

２．当社からの指令で発電等出力増を可能とするために必要な設備要件は原則として以下のとおりです。

（１）設備要件

信号

イ 専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）での応札の場合

応札いただく電源等については，需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および，必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

（イ）受信信号

a 調整実施 ※調整実施指令信号

※属地 TSO からの発電等出力増指令（接点信号）を受信していただきます。

また，原則，（指令を受信して，別途当社と取り決めた時間（本章第３項（１）ロにもとづくもの）経過後の）調整実施後，運転継続時間（３時間）に亘り調整を実施した後，電源等により自主的に（電源等の計画運転に）復帰していただきますので，属地 TSO から復帰指令の信号を送信することは想定しておりません。

（ロ）送信信号

b 調整実施了解 ※調整実施了解信号

※属地 TSO からの受信信号に対する打ち返しとし，属地 TSO からの信号受信から調整実施までに相応の時間がある電源等については，調整実施了解の旨（以降，調整準備を行ない，別途当社と取り決めた時間（本章第３項（１）ロにもとづくもの）経過後に調整を行なう旨）を，属地 TSO からの信号受信から遅滞なく調整実施可能な電源等については，調整完了の旨（当該遮断機の開閉（SV）情報や当該負荷等への潮流（TM）情報でも可としますが，詳細は別途協議いたします。）を，それぞれ通知いただくものとします。

なお，当該機能については，電力制御システムに該当するため，情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン」（JESC Z0004(2019)）へ準ずる必要があります。加えて，属地 TSO の電力制御システムに接続することになるため，属地 TSO が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。

ロ　簡易指令システムを用いたオンラインでの応札の場合

応札いただく電源等については，需給バランス調整機能に必要な信号を受信する機能および，必要な信号を送信する機能を具備していただきます。

（イ）受信信号

a　調整実施

（a）調整実施指令信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令を受信していただきます。

（b）調整実施指令変更信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令変更を受信していただきます。

（c）調整実施取消信号

当社からの発電等出力増（または契約に応じて減）指令取消を受信していただきます。

（ロ）送信信号

a　調整実施可否　※調整実施可否信号

※当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし，調整実施可否を通知いただくものとします。

「簡易指令システム」の仕様につきましては，バーチャルパワープラント構築実証事業にて検討された共通基盤システムの仕様※1を採用いたします。

また，情報セキュリティ対策としては，経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構［IPA］が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン※2」のセキュリティ要件に準拠した対策が必要となります。

なお，簡易指令システムとの接続機能の導入が調整力公募における落札を保証するものではありません。簡易指令システムに関するお問い合わせについては，当社ホームページのお問い合わせフォームよりお問い合わせ願います。

当社ホームページ簡易指令システム工事案内：

https://www.kansai-td.co.jp/application/partner/reserve/simple-command.html

※1　共通基盤システムの仕様として，通信仕様については，OpenADR 2.0b に準拠します。

OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile※2およびディマンドリスポンス・インタフェース仕様書※2を参照してください。

※2　改訂の際には速やかに最新版を参照および最新版に準拠いただくものとします。

ただし，「簡易指令システム」において，電力系統への影響軽減の観点から，同一の伝送媒体および送受信装置に接続する設備（または需要家）から供出される電力の合計が 100 万 kW 以下になるように（複数の伝送媒体および送受信装置に分割するなど）していただく必要があります。

3．電源Ⅰ´厳気象対応調整力が満たすべき運用要件等は原則として以下のとおりといたします。

（1）運用要件

イ　電源Ⅰ´厳気象対応調整力の提供

厳気象対応準備時間（9 時～20 時）において，電源Ⅰ´厳気象対応調整力を提供していただきます。電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供可能時間に制約のある場合は，その範囲内といたしますが，所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。

なお，本運用要件の範囲内において，当社は，広域的な需給バランス調整等のために電源Ⅰ´厳気象対応調整力を活用します。

詳細については当社ホームページにて別途公表する「広域予備率に基づく電源Ⅰ´発動について」を参照してください。

URL：https://www.kansai-td.co.jp/application/partner/reserve/2021/pdf/decision_30.pdf

ロ　当社の指令から 3 時間以内に発電等出力増可能

あらかじめ定める応札者の定期点検等の期間を除き，当社が，厳気象対応準備時間（9 時～20 時）での発電等出力増を判断した場合，当該調整実施の 3 時間※前に当社が送信する指令を受信し，当該信号受信の 3 時間※以内に，電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力の調整が可能であることが必要です。ただし，同時に電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結いただける場合は，あらかじめ当社からの起動指令を受けて，系統並列している状況を前提といたします。

※当社からの指令受信と調整実施までの時間間隔については 3 時間を最長とし，応札者が応じることのできる時間を応札時に指定いただきます。

ハ　原則 3 時間提供可能

（イ）当社の指令に応じて調整を実施して以降，原則として 3 時間にわたり発電等出力増の継続が可能であることが必要です。

ただし，調整実施後 3 時間以内に，当社から復帰指令を行なった場合は，可能な範囲でその指令に応じていただきます。当該復帰指令については，簡易指令システムを用いたオンライン指令の場合，簡易指令システムによる指令を，専用線

オンライン指令の場合，電話などでの連絡を想定しておりますが，既存インフラなどを用い効率的に実施可能な場合は，別途協議いたします。

（ロ）電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力相当での連続発電等出力増可能な時間が３時間に満たないものは，所定の計算方法で算定して落札案件決定過程で評価いたします。

ニ　定期点検，補修作業時期調整の応諾

定期点検等は電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供時間以外の期間に実施してください。

ホ　計画等の提出

当社の求めに応じて電源等の発電等計画値（DR を活用した契約者の場合は，需要家毎の内訳を含みます。）や発電等可能電力，発電等可能電力量，その他運用制約等を提出していただきます。

電源Ⅰ´厳気象対応調整力の供出量実績の妥当性を検証する等の目的で，当社が電源Ⅰ´契約者，または契約者の電源Ⅰ´厳気象対応調整力の提供に関連するリソースアグリゲータ，需要家等に対し，需要および発電に関する実績データの提出およびヒアリングを求めた場合には，その求めに応じていただきます。

ヘ　ゲートクローズ前の指令

当社が３時間（または本号ロで定める応札者が指定する時間）前に，発電等出力増の指令を行なった場合も，属地 TSO の託送供給等約款にもとづき提出される，バランシンググループの発電計画値に織り込む必要はありません。

ト　系統事故時の計画変更

系統安定上の制約で電源等（発電設備を活用した電源等に限ります。）の出力抑制が必要となった場合は，速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。

チ　トラブル対応

不具合の発生時には，すみやかに当社および属地 TSO へ連絡のうえ，遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

リ　電源Ⅰ´厳気象対応調整発動可能回数

電源等の状況・都合により，提供期間内の電源Ⅰ´厳気象調整を実施する回数に制限を設けることを希望される電源等については，応札時に申し出ていただきま

す。ただし，当該発動可能回数は１２回以上で設定いただきます。（発動可能回数に達するまでは，提供期間の厳気象対応準備時間においては，原則として，１日１回を基本とし当社の指令に応じた発電等出力増を実施していただきます。なお，同日中の複数回発動や，発動可能回数を超過する場合においても，当社から電源Ⅰ´厳気象対応調整力の供出を要請する場合があります。この場合，可能な範囲でその指令に応じていただきます。また，当社からの指令および要請は，連日の発動となる場合があります。）

ヌ　目的外活用の禁止

落札者は，当社の承諾を得た場合を除き，電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供期間において電源Ⅰ´厳気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する電源等の電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力を本契約の目的以外に活用できないものとします。ただし，容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストへの活用は除きます。

端境期においては，本契約の目的以外での活用を可能としますが，端境期における調整力提供に関する覚書に基づき，端境期の需給ひっ迫時の需給バランス調整等の実施のために，当社から電源Ⅰ´厳気象対応調整力の供出を要請する場合があります。

（２）その他

イ　技術的信頼性

（イ）応札していただく電源等については，発電事業者であれば発電実績を有すること，DR 事業者であればDR 実績（DR 実証試験による実績を含む）を有すること，またはそれぞれの実績を有する者の技術支援等により，電源Ⅰ´厳気象対応調整力の供出を確実に行なううえでの技術的信頼性を確保することとしていただきます。

（ロ）設備要件，運用要件を満たしていることを確認するために，当社が以下の対応を求めた場合は，その求めに応じていただきます。

ａ　発電機等の試験成績書の写し等，電源等の性能を証明する書類等の提出

ｂ　過去，契約電力未達時割戻料金の対象となったことがある応札者には，契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出

ｃ　当社からのオンライン指令（ただし，簡易指令システムを用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施

ｄ　現地調査および現地試験

ｅ　その他，当社が必要と考える対応

（ハ）電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供期間において，定期点検の結果等により，電源等の機能等に変更があった場合は，適宜，当社および属地 TSO に連絡していただ

きます。

ロ　電気事業法に定める手続きの実施

落札候補者は，厳気象対応調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し，提供期間の始期までに事業開始可能な状態としていただく必要があります。

ハ　電源等が準拠すべき基準

応札していただく電源等については，電気事業法，環境関連諸法令等，発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

ニ　電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応に伴う協力依頼について

「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」および「制度設計専門会合」等で電力量不足時の対応方法の一つとして，電源Ⅰ′の長時間発動について議論・整理されたことを受け，可能な範囲での協力をお願いすることがあります。また，今後の広域機関等の検討結果を踏まえ，電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等について，別途協議させていただくことがあります。

第６章　　応札方法

１．応札者は，下記のとおり，入札書を募集期間内に２部（本書１部，写し１部）提出してください。提出された入札書（写し含む。）は返却しませんので，あらかじめ了承願います。

なお，入札書類および印鑑証明書は電子データでの提出は認められませんが，（１）イ（へ）供出設備に関する情報がわかる書類（添付書類）について，例えば地点数が多い入札案件などで添付書類が膨大となる場合は，入札前に当社へ事前相談の上当社が認めた場合のみ，電子データでの提出を可能とします。

（１）入札書の提出

イ　提出書類

入札書類（様式１～様式７）および添付書類

入札書の概要は以下の通りです。

（イ）　入札書（様式１）

（ロ）　応札者の概要（様式２）

（ハ）　電源等の仕様（様式３，３－１，３－２）

（ニ）　運用条件に関わる事項（様式７）

（ホ）　入札書に押捺した印章の印鑑証明書

（ヘ）　供出設備に関する情報がわかる書類（添付書類）

※様式４，５，６は不要（欠番）です。

※供出設備に関する情報がわかる書類の詳細については入札書様式３※４をご確認ください。

※入札書および添付書類において使用する言語は日本語，通貨は日本円としていただきます。

※消費税等相当額は，外税方式によりお支払いいたしますので，容量価格，上限電力量単価に含めないでください。

※公租公課における事業税相当額については，以下のとおり取り扱います。

・応札者が収入割を含む場合は，料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので，容量価格，上限電力量単価に事業税相当額を含めないでください。

・応札者が収入割を含まない場合は，料金支払い時に事業税相当額を加算いたしませんので，容量価格，上限電力量単価に事業税相当額を含めてください。

ロ　提出方法

入札書類は部単位にまとめ，一式を，それぞれ封緘，封印のうえ，持参してください。提出書類については，開札後，当社からの求めに応じて電子データの提出に

応じて頂きます。

ハ　提出場所

〒530-0005

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関西電力送配電株式会社　託送営業部　電力契約グループ

ニ　募集期間

２０２２年９月１日（木）～２０２２年１０月３１日（月）

（イ）受付時間は，土・日・祝日を除く平日の 10 時～12 時および 13 時～16 時とさせていただきます。

（ロ）提出手続きを円滑に進めるためお手数をおかけいたしますが，ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いします。

【問合せ専用当社ホームページ】

https://inquiry.kansai-td.co.jp/app/inquiry/index/4/1

ホ　入札を無効とするもの

（イ）記名捺印のないもの

（ロ）提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの

※入札書類を提出する場合の封筒は，下図のようにしてください。

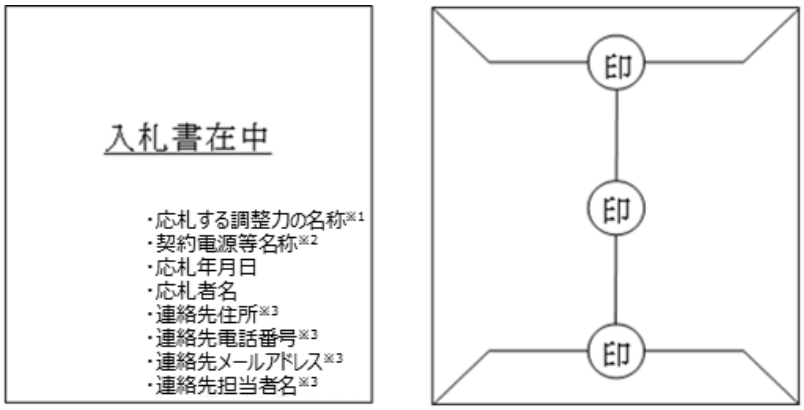

※１　応札する調整力の名称(電源Ⅰ´厳気象対応調整力)を記載してください。

※２　入札される契約電源等名称を記載してください。

（例）■■発電所１号機，○○ＤＲ－Ａ

※３　入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

（２）１入札案件につき，１式の入札書として提出してください。

２．郵送で応札する場合，以下の点に留意の上，第６章１．（１）ハ　提出場所へ郵送してください。なお，郵送の際は添付書類も含めて郵送してください。一部のみ郵送いただいた入札書は無効とさせていただきます。

（１）入札書は封緘，封印をした入札書一式を別の封筒に入れ，郵送してください。封筒の表面に宛先に加えて「入札書在中」と記載してください。

（２）一般書留または簡易書留で郵送してください。

（３）郵送での応札の場合，募集期間中の必着となるように郵送してください。提出期限日の消印有効ではありませんのでご注意ください。
※期限を過ぎて到着した入札書は受理しません。
※郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。

（４）郵送で応札する場合であっても事前に当社までご連絡をお願いします。

第７章　　評価および落札案件決定の方法

１．応札された案件が満たすべき要件に適合しているかを，入札書，添付書類をもとに確認いたします。

２．本要綱で定める要件に適合している入札案件を評価対象とします。

３．以下の評価方法により，落札案件を決定します。

〔前提〕評価対象者の選定

入札案件の中で，上限価格（第５章１（７）参照）を超えるものについては，本評価の対象外とします。（上限価格以下の評価用単価となる入札案件を評価対象とします。）

以下，ステップ１については，入札書（様式１）の項目２，６，７に記載されているそれぞれ電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力，容量価格，上限電力量単価[円/kWh]についてのみ対象とします。（項目１２に記載のものは対象といたしません。）

〔ステップ１〕評価用単価の算定

次式のとおり，評価用単価を算定いたします。

$$\text{評価用単価} = \frac{\text{容量価格}}{\text{電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力}} \times \frac{\text{運転継続可能時間}(3\text{ 時間})}{\text{運転継続時間}^{※1}} \times \frac{11\text{ 時間}}{\text{電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供可能時間数}} + \text{電力量単価}$$

$$\text{電力量単価} = \text{電力量価格} \div \text{電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力}$$

$$\text{電力量価格} = \text{電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力} \times \text{上限電力量単価} \times \text{想定発動回数}(7\text{ 回})^{※2} \times \text{運転継続可能時間}(3\text{ 時間})$$

※１　運転継続時間が 3 時間を超過する場合は，3 時間とする。

※２　第 62 回制度設計専門会合（2021.6.29）資料 6-1 にて整理された値を採用しております。

〔ステップ２〕落札案件の仮決定

ステップ１で算定した評価用単価が安価な入札案件から応札量を累計し，募集容量に達する直前までの入札案件を落札案件として仮決定いたします。（この時の募集容量と応札量の累計値との差を，以下「最終必要量」という。）ただし，運転継続時間が運転継続可能時間（３時間）未満の場合は応札量を運転継続可能時間で除して運転継続時間を乗じた値としてみなし，また電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供可能時間が１日のうち 11 時間未満の場合は応札量を 11 時間で除して電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供可能時間を乗じた値としてみなします（途中計算過程における端数処理は行わず，計算結果の小数点以下を切り捨てます。）

上記により仮決定した落札案件を除いた残りの入札案件については，最終必要量を充足するまたは超過する最も経済的な（容量価格と電力量価格の合計額が最も安価となる）組み合わせにて落札案件を仮決定いたします。（この仮決定にあたっては，入札書（様式１）の項目１２に記載の調整契約電力による応札も加味したうえで対象を選定します。）

※　ただし，ここでの募集容量は，本要綱第５章第１項（１）に定めるものから，同時に公募する電源Ⅰ周波数調整力および電源Ⅰ需給バランス調整力の落札案件決定容量から，電源Ⅰ周波数調整力および電源Ⅰ需給バランス調整力の募集容量を差し引いた超過分を，控除したものとします。

〔ステップ３〕競合案件発生時等の取り扱い

ステップ２で落札案件として仮決定した案件のうち，当社以外の一般送配電事業者が実施する調整力公募に応札され，複数の一般送配電事業者においても落札案件として仮決定した案件（以下「競合案件」という。）は，属地 TSO である一般送配電事業者が落札候補案件として選定するものとし，属地 TSO 以外の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ２の再評価を行います。（これを属地 TSO を含む競合案件がなくなるまで行います。）

次に属地 TSO である一般送配電事業者を含まない一般送配電事業者間での重複案件（以下「属地外競合案件」）があった場合は，当該属地外競合案件を除いて各一般送配電事業者でステップ２の再評価を行い，最高評価用単価（募集容量に達する案件の評価用単価）が高い（募集容量の未達がある場合は，未達容量の最も大きい）一般送配電事業者が落札するものとし，それ以外の一般送配電事業者は当該案件を除いてステップ２の再評価を行い落札候補案件を選定します。なお，属地外競合案件（当社以外の一般送配電事業者間での重複を含む）が複数ある場合は，全ての属地外競合案件がなくなるまで，最も募集容量の大きい一般送配電事業者の最も評価順位の高いものからこのプロセスを行います。

〔ステップ４〕供給信頼度評価の実施および落札案件の決定

ステップ３のプロセスを実施した後，各一般送配電事業者は選定結果を広域機関へ通知し，各一般送配電事業者の選定結果を踏まえて広域機関による供給信頼度評価（以下，「ＥＵＥ評価」といいます。）が実施されます。

ＥＵＥ評価結果が不適合だった場合，不適合の要因となった地域間連系線混雑対象エリア（以下「混雑エリア」といいます。）の系統に連系する契約電源等を活用する案件で最も評価順位の低い案件を除き，ステップ３のプロセスにて落札候補案件とならなかった案件のうち，混雑エリア以外の系統に連系する契約電源等を活用する案件のみを対象としてステップ２およびステップ３の方法に準じて落札候補案件を仮決定いたします。

その結果を広域機関へ通知し，再度ＥＵＥ評価を実施いたします。

これらのプロセスを全ての一般送配電事業者のＥＵＥ評価が適合となるまで繰り返し，最終的に残った案件を落札案件として決定いたします。

※ＥＵＥ評価については，広域機関ホームページに公表される資料を参照してください。

URL：https://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2021/210701_chouseikoubo_sankou.html

〔ステップ５〕契約協議

落札候補者は，当社と電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約および端境期における調整力提供に関する覚書（および，希望する場合は電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）を締結※していただきます。また，必要に応じ，電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約に付帯する文書等を協議により締結していただきます。

なお，当社が属地 TSO とならない場合は，属地 TSO と落札候補者と当社で契約を締結していただきます。

※ ジョイント・ベンチャーとして応札，落札された場合で当該ジョイント・ベンチャーが法人格を有していないときは，全参加事業者または代表事業者にて締結していただきます。

第８章　　契約条件

１．主たる契約条件は以下のとおりです。詳細については，電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）標準契約書を確認願います。なお，本章の記載と電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）標準契約書の記載が相違する場合は電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）標準契約書の記載を優先します。

（１）アグリゲータに関する事項

イ　アグリゲータが電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約を希望される場合は，次の要件を満たしていただきます。

(イ)　アグリゲータが当社指令に応じて電源Ⅰ´厳気象対応調整力を提供すること。

(ロ)　アグリゲータが供出する電源Ⅰ´厳気象対応調整力が 1,000kW 以上であり，かつ，アグリゲータがアグリゲーションにより電源Ⅰ´厳気象対応調整力を供出するときは，需要家または発電者ごとの供出電力が 1kW 以上であって，次のいずれにも該当すること。

a　需要家または発電者に対して，次の（a）および（b）の事項を定めた電源Ⅰ´厳気象対応調整力供出計画を適時に策定し，当該計画に従って適切な発電等出力増の指示を適時に出すことができること。

(a)　発電等出力増の量

(b)　発電等出力増の実施頻度および時期

b　調整力の安定かつ適正な供出を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し，実施および維持することができること。

c　需要家または発電者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立し，実施および維持できること。

d　需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が供給力を確保するよう，当該小売電気事業者等とアグリゲータとの間で，適切な契約がなされていること。

(ハ)　需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービスでないこと。

(ニ)　電源Ⅰ´厳気象対応調整力の算定上，需要場所が属地 TSO の託送供給等約款の（計量）の技術上，経済上やむをえない場合等特別の事情があって，計量器を取り付けない事業者等に該当しないこと。

(ホ)　アグリゲータが，需要家または発電者に属地 TSO の託送供給等約款における需要者または発電者に関する事項を遵守させ，かつ，需要家または発電者が当該約款における需要者または発電者に関する事項を遵守する旨の承諾をす

ること。

（へ）　需要家と電力需給に関する契約等を締結している小売電気事業者等が，属地 TSO の託送供給等約款附則（契約の要件等についての特別措置）の適用を受けていないこと。

ロ　調整力ベースラインの算定にあたっては，契約者が行ない，当社に通知するものといたします。

ハ　調整電力量(需要抑制量)の算定に当たっては，原則として契約者が行ない，当社に通知するものといたします。ただし，計量方法等により算定できない場合等は，個別に協議いたします。

（２）提供期間および提供時間

電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供期間は，2023 年 7 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までおよび 2023 年 12 月 1 日から 2024 年 2 月 29 日までとします。

電源Ⅰ´厳気象対応調整力の提供時間は，提供期間の内，土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に規定する日，12 月 29 日，1 月 2 日および 1 月 3 日を除き，各日 9 時から 20 時までとします。

（３）基本料金

当社が容量価格を月毎に分けて支払い

イ　容量価格（＝1kW あたりの価格（円/kW）に電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力を乗じた額）を基本料金とし，６で除して提供期間の月毎に分けて支払う（翌月払い。）ものといたします。

ロ　端数は最終月分で調整するものといたします。

（４）従量料金

当社指令に応じて運転したことに伴う料金については，kWh 調整費用を月ごとに支払い（翌々月払いとします。）

イ　契約者は，上げ調整単価，下げ調整単価（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）をあらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。ただし，応札時の電力量単価を上限とします。契約者があらかじめ需給調整市場システムに登録した各単価（以下「初期登録単価」という。）に変更が生じた場合は，需給調整市場システムに再登録していただきます（契約電源等が需給調整市場における取引に用いられない場合（需給調整市場に関する契約が締結されていない場合）であっても，ロの単価含め需給調整市場システムへの登録が必要です。）。

ロ　契約者は，毎週火曜日１４時までに，週間単位（当該週の土曜日から翌週金曜日まで）の料金に適用する上げ調整単価，下げ調整単価（下げ調整に応じていただける

契約者に限ります。）を需給調整市場システムに登録していただきます。

なお，当該期限までに単価の登録が行なわれなかった場合，初期登録単価を適用することといたします。

なお，単価については，燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし，応札時の電力量単価を上限とします。また，適用した単価を過去に遡って修正することはできません。

ハ　ロの単価登録以降にロで登録した単価を変更する場合は，各 30 分コマの始期の６時間前までに行なっていただきます。また，発動決定後，発動終了時間までの単価変更についてもできないこととします（同時に電源Ⅱ周波数調整力契約，電源Ⅱ需給バランス調整力契約または電源Ⅱ´低速需給バランス調整力契約を締結した場合も同じとします）

ニ　当社指令による上げ調整費用（上げ調整電力量×上げ調整単価），下げ調整費用（下げ調整電力量×下げ調整単価）（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。）に係る料金を属地 TSO と契約者間で月ごとに精算します。

ただし，上げ調整費用算出にあたって使用する上げ調整単価は，契約者からの申出単価を使用しますが，応札時の電力量単価を上限とします。（下げ調整に応じていただける契約者の下げ調整単価も同様です。）

また，当社からの上げ指令にも関わらず，下げ応動（発電等出力減）となっている場合，当該時間帯の属地 TSO のインバランス単価を用い，（下げ応動量×インバランス単価）で算出される料金により属地 TSO と契約者間で精算を行ないます。同様に，下げ調整に応じていただける契約者において，当社からの下げ指令にも関わらず，上げ応動（発電等出力増）となっている場合，料金精算は行ないません。

※DR を活用した契約者の場合，調整電力量は属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮した上で算定します。

※（３）（４）について，消費税等相当額は，外税方式によりお支払いいたします。また，事業税課税標準に収入割を含む場合，料金支払い時，収入割相当額を加算いたします。

一方，属地 TSO が支払いを受ける場合は，料金支払い時に，消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算していただきます。

ホ　同一の契約電源等において本契約および電源Ⅱ周波数調整力契約または電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結している場合は，各調整力契約における電力量料金の算定方式および支払方法に従って従量料金を算定し，お支払いします。その場合においても上げ調整費用算出にあたって使用する上げ調整単価は，応札時の電力量単価を上限とします。

（５）計量器

原則として，発電機毎に計量器を設置

ただし，DR を活用した契約を希望される場合は，属地 TSO の託送供給等約款にもとづく計量器を用いて，調整力ベースラインの設定，ならびに，当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし，本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要です。具体的には，アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば３０分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ，個別協議させていただきます。

イ　原則として発電機ごとに記録型等計量器を取り付け，30 分単位で計量を実施します。

ロ　発電機ごとに計量できない場合は，別途協議により計量値の仕訳を実施します。

ハ　送電端と異なる電圧で計量を行なう場合は，別途協議により定めた方法により，計量値を送電端に補正したうえで，調整電力量の算定を行ないます。

ニ　計量器の取り付け・取り替えが必要な場合，計量器は属地 TSO が選定し，原則として，属地 TSO の所有として属地 TSO が取り付け・取り替えし，その工事費の全額を契約者から申し受けるものとします。

（６）契約解除

イ　契約者または属地 TSO もしくは当社が，電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約に定める規定に違反した場合，契約者または属地 TSO もしくは当社は違反した相手方に対して，書面をもって電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約の履行を催告するものといたします。

ロ　前項の催告を行なった後，30 日を経過しても相手方が電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約を履行しなかった場合，契約者または属地 TSO もしくは当社は，その相手方の責に帰すべき事由として，電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約を解除することができるものといたします。

ハ　契約者または属地 TSO もしくは当社が，本契約に定める規定に違反し，その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合，契約電源等の設備の滅失もしくは調整力の提供に必要な連系線が使用できなくなった等の事象により本契約の履行が将来にわたって物理的に不可能となった場合，または次の項目に該当する場合，契約者または属地 TSO もしくは当社は，違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく，電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約を解除することができます。

（イ）破産手続開始，民事再生手続開始，会社更生手続開始，特別清算開始等の申立てがあった場合

（ロ）強制執行，差押，仮差押，競売等の申立てがあった場合

（ハ）手形交換所から取引停止処分を受けた場合

（ニ）公租公課の滞納処分を受けた場合

※本号において，電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約には，電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約を併せて締結する場合はそれらを含むものとします。

ニ　契約者の厳気象対応調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが，提供期間の始期までに完了しないことが明らかとなったときは，当社は，電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約を解除できるものといたします。

ホ　契約者，属地 TSO および当社が締結する電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約に合わせて締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約が解約または解除された場合，電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約も当然に解約または解除されるものといたします。

（７）目的外活用の禁止

契約電源等のうち，電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力分については，提供期間において，当社の承諾を得た場合を除き，当社への電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供の目的以外に活用できないものとします。ただし，容量市場で落札された発動指令電源の実効性テストへの活用は除きます。

※アグリゲータが，本要綱にもとづき締結する電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW）契約における電源Ⅰ´厳気象対応調整力とは別に，供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。しかし，小売電気事業者への供給力提供中であっても，電源Ⅰ´厳気象対応調整力は当社からの指令に応じて供出可能であること，および，小売電気事業者への供給力と当社への調整力は，重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただくことが必要です。なお，電源Ⅰ´厳気象対応調整力とは別に供給力を小売電気事業者に提供する場合は，応札時に，その旨を申し出ていただきます。

（８）運用要件

運用要件の遵守

契約者は，契約電源等について本要綱第５章に定める運用要件ならびに電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約書（および，同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約書もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約書）における運用要件を満たし，法令順守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き，当社の指令

に従っていただきます。

（９）停止計画

定期点検等の停止計画の提出および調整

イ　契約者は，当社が定める期日までに契約電源等の停止計画の案を当社に提出していただきます。

ロ　他の契約電源等の停止計画との重複を避けるため等，当社が停止時期の変更を希望した場合，停止計画の調整に応じていただきます。

(10) 停止日

計画停止，計画外停止

イ　電源Ⅰ´厳気象対応調整力提供時間において，契約電源等の設備トラブルや定期点検等，当社の責とならない事由で電源Ⅰ´厳気象対応調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった日（契約電力未達時割戻料金を適用した日や，天変地異等やむを得ない事由による場合を除きます。）を停止日といたします。

ロ　提供時間において，契約者の設備トラブル等で，電源Ⅰ´厳気象対応調整力の一部でも当社に提供できなくなった場合は，すみやかに当社まで申し出ていただきます。

ハ　出力一定作業や並解列の制約等が発生した場合は，すみやかに当社まで申し出てください。これらは，作業停電伝票にて実績を確認するため，該当する場合は作業停電伝票を発行していただきます。

ニ　前日１２時までに電源Ⅰ´厳気象対応調整力を供出可能な代替電源等（本要綱にて定める要件を満たしていること，原則として別途，当社と電源Ⅱ周波数調整力契約，電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結していること，および電源Ⅰ周波数調整力契約，電源Ⅰ需給バランス調整力契約，電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約を締結していないこと，以上を全て満たすことが必要です。）をあらかじめ当社に提示し，当社が差替えを認めた場合は，停止日としないこととといたします。

(11) ペナルティ

イ　契約電力未達時割戻料金

（イ）契約電源等の設備トラブルや計画外の補修等，当社の責とならない事由で当社からの発動指令にもかかわらず，運転継続時間（運転継続時間が 3 時間以上の場合は 3 時間といたします。）中において，電源Ⅰ´厳気象対応調整力の一部でも当社に提供できなかった３０分単位のコマ（以下，このコマのことを「３０分単位の当該コマ」という。）に対し，後記（ロ）のとおり，契約電力未達時割戻料金を算定し，月ごとに当社に支払っていただきます。なお，契約電力未達時割

戻料金の対象判定（電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力未達と判定される３０分単位のコマ数（以下，「契約電力未達コマ数」といいます。）の算定）については，３０分単位のコマごとに行なうものとします。

（ロ）契約電力未達時割戻料金の算定式

契約電力未達時割戻料金＝契約電力未達コマ数合計÷(発動回数※1×運転継続時間の 30 分コマ数)×基本料金×1.5

※１　運用要件に定める最低発動回数の 12 回といたします。
また，13 回目の発動回数以降，12 回を超えて実際に応じていただいた回数を加算いたします。

（ハ）契約電力未達コマ数の算定

以下の算式により，それぞれの当該 30 分単位のコマ数を算定いたします。

契約電力未達コマ数＝30 分単位の当該コマ数×一部未達割合※2

※２　一部未達割合については，以下の式で算定いたします。また，算定結果が負の場合は一部未達割合を０とみなし，算定結果が１を超える場合は１とみなします。なお，一部未達割合は，小数点以下第 3 位を四捨五入したものといたします。

一部未達割合＝（電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力×１時間÷２
－ 当該コマにおける実績調整電力量）÷ 電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力÷２

（ニ）なお，容量市場における発動指令電源と電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約における電源とで重複する契約電源等があるときに，実効性テストと電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約に基づく指令が同日に行なわれる場合は，電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約に基づく指令は実効性テストと重複しない契約電源等のみに対する指令として扱います（なお，電源Ⅰ´発動指令後，同日中の実効性テストの指令は行いません）。具体的な指令値としては，電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力を各契約電源等の供出電力の合計値で除し，発動指令電源と重複していない契約電源等の供出電力の合計値で乗じた値※（小数点第一位を四捨五入）を指令することとし，未達度合い算定式における電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力を実効性テスト控除指令値量に読み替えます。

※上記を標準的な算定方法としますが，具体的な数値は契約協議時に個別に協議・確認させて頂きます

実効性テスト実施時指令値

$$= \text{電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力} \times \frac{\text{契約電源等の内実効性テストとして活用されていない発電設備および負荷設備の最大供出電力の合計値}}{\text{契約電源等における供出電力の合計値}}$$

（ホ）契約電力未達時割戻料金の合計金額の上限は，年間の基本料金といたします。

第９章　　その他

１．上げ単価・下げ単価の設定について

（１）電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約を締結した契約者は，申出単価（当社の指令に応じる kWh 対価）をあらかじめ需給調整市場システムに登録してください。（単価については，燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし，応札時の電力量単価を上限とします。）

イ　発電設備を活用した応札者の場合

精算時は，ゲートクローズ時点の計画値と実績との差分電力量に以下の kWh 単価（V1，V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））を乗じて対価を算定します。

V1：上げ調整を行った場合の増分単価(円/kWh) を設定

V2：下げ調整を行った場合の減分単価(円/kWh) を設定

ロ　DR を活用した応札者の場合

精算時は，実績電力量に属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したものと，調整力ベースラインとの差分に，以下の kWh 単価（V1，V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））を乗じて対価を算定します。

調整力ベースライン：属地 TSO の託送供給等約款，「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（資源エネルギー庁）における標準ベースラインや発電等計画値等※1を踏まえ，電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約の中で，個別に協議しその設定方法を取り決めた上で，属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮して算出します。

※１　例えば「DR 実施日の直近 5 日間（DR 実施当日および実効性テスト実施日は含みません。）のうち，DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間（High 4 of 5）の需要データ（平日実施の場合はすべて平日のデータとします。）を当日調整したもの」等

V1：上げ調整を行った場合の増分単価(円/kWh) を設定

V2：下げ調整を行った場合の減分単価(円/kWh) を設定

（２）申出単価（当社の指令に応じる kWh 単価）については，週１回，需給調整市場システムに登録（火曜日１４時まで）していただきます。

なお，入船トラブル・燃料切替時，ユニット効率低下時等，緊急的に変更が必要な場合については，変更協議を行ないます。

発電設備を活用した応札者の場合，属地 TSO の託送供給等約款上，BG（バランシンググループ）最経済計画にもとづき発電したとみなしたうえで，契約者と属地 TSO の対価の授受として

□　Ｙ－Ｘ＞０の場合

差分電力量×V1 を属地 TSO が契約者に支払います。

（ただし，V1 が応札時の上限電力量単価を超える場合は，差分電力量×応札時の上限電力量単価を属地 TSO が契約者に支払います。）

（当社からの指令が下げ調整の場合については，料金精算は致しません。）

□　Ｙ－Ｘ≦０の場合

下げ調整に応じていただける契約者については，差分電力量×V2 を契約者が属地 TSO に支払います。

（V2 が応札時の電力量単価を超える場合は，差分電力量×応札時の電力量単価を支払っていただきます。）

ただし，当社からの指令が上げ調整の場合については，差分電力量×インバランス単価（当該時刻における，属地 TSO のインバランス単価）を契約者が属地 TSO に支払います。

Ｘ：ゲートクローズ段階で契約者が属地 TSO に提出する発電計画値の積分値

Ｙ：一般送配電事業者の指令にもとづく発電実績の積分値

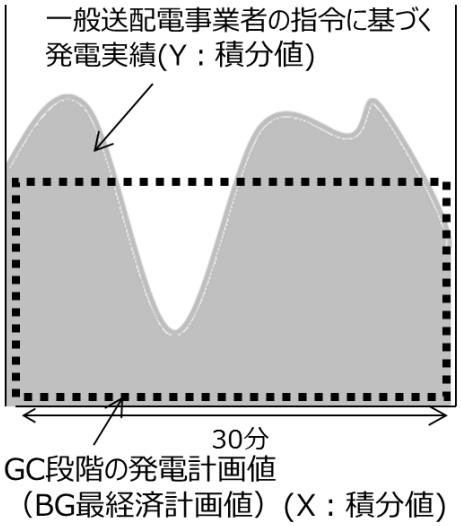

上記において，DR を活用した応札者の場合，Ｙを“調整力ベースラインから求まる積分値”にＸを“一般送配電事業者の指令にもとづく需要実績の積分値”に読み替えます。なお，それぞれ，属地 TSO の託送供給等約款における損失率を考慮したもの（１／（１－損失率）を乗じたもの）とします。

（３）電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約に併せて電源Ⅱ周波数調整力契約を締結する契約者は，電源Ⅱ周波数調整力募集要綱に準じることとし，同じく，電源Ⅱ需給バランス調整力契約を締結する契約者は，電源Ⅱ需給バランス調整力募集要綱に準じることとします。

２．計量単位について（発電設備を活用した応札者に限ります。）

（１）本要綱の第５章，第８章にあるとおり，原則として発電機ごとに契約しますので，契約に際して計量器の設置が必要になる場合があります。

（２）計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし，計量単位に含まれるすべての発電機と本契約を締結し，すべての発電機の調整力提供に関わるkWh 単価（V1，V2（下げ調整に応じていただける契約者に限ります。））が同一であること等が条件になります。

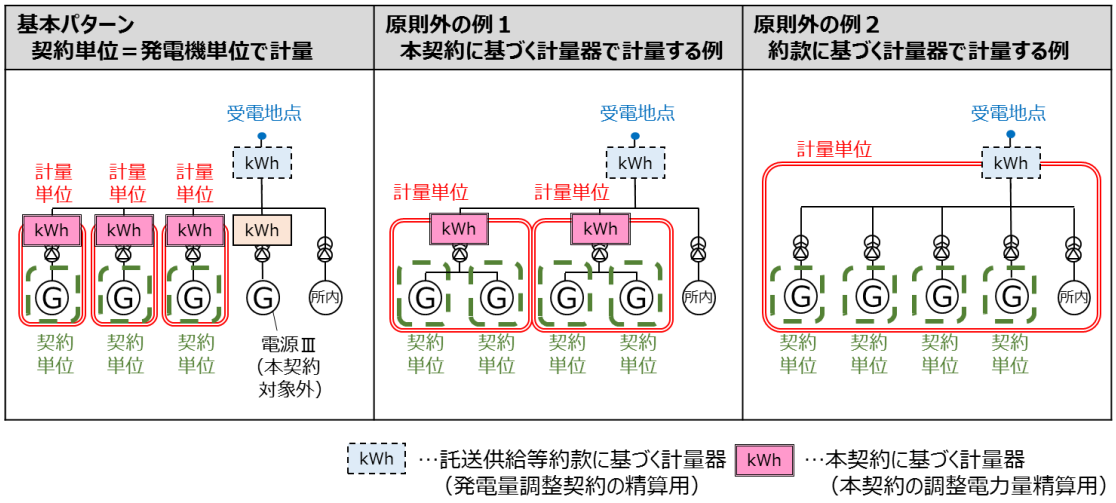

３．調整電源 BG の設定について

（１）調整電源 BG 設定について

託送供給等約款により，調整電源は原則として，発電機毎に単独で発電 BG を設定する（以下，「単独 BG 化」といいます）ことを条件として入札していただきます。

（２）部分買取の発電場所の調整電源 BG 設定について

部分買取となっている発電場所を電源Ⅰ´厳気象対応調整力契約電力として供出する場合，発電契約者それぞれが当該発電場所を調整電源 BG として単独 BG 化する必要があります（調整電源と非調整電源は別の BG として設定していただきます）。

※　単独 BG 化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には，募集期間中，早期に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法につい

て個別に協議させていただきます。当社との協議が整わなかった場合，落札者とならない可能性があります。なお，逆潮流アグリゲーションにつきましては第 11 回 ERAB 検討会での整理に基づき，単独 BG 化が必須となります。詳細については別途ホームページに公表する資料「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定方法に関する取扱いについて」をご確認ください。

URL：https://www.kansai-td.co.jp/application/partner/reserve/2022/pdf/recruitment_27.pdf

4．アグリゲーションの組み合わせについて

（1）負荷設備および発電設備を用いたアグリゲーションの具体例については，別途ホームページに公表する資料「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定方法に関する取扱いについて」をご確認ください。

URL：https://www.kansai-td.co.jp/application/partner/reserve/2022/pdf/recruitment_27.pdf

なお，同一地点において，ネガワットおよびポジワットを供出して入札する場合，当該地点におけるネガワット・ポジワットを合わせた供出電力が 1,000kW 未満の場合は別地点とのアグリゲーションでの入札が可能ですが，当該地点におけるネガワット・ポジワット合わせた供出電力が 1,000kW 以上の場合は当該地点単独の入札としていただきます。

【参入例】

・常時 2,000kW 程度の需要

・指令時:自家発(10,000kW)の起動により，逆潮流 8,000kW まで供出可能

⇒この場合，当該地点のみでネガワットとポジワットを活用した入札

（2）同一地点のネガワット・ポジワットの評価方法

ネガワット側については，調整力ベースラインと実需要量との差分を需要抑制（DR）の調整電力量とします。

ポジワット側については，発電計画と受電点における発電量（逆潮流計測値）の差分を調整電力量とします。

5．機能の確認・試験について

（1）電源Ⅰ´厳気象対応調整力（kW・kWh）契約（および同時に締結する電源Ⅱ周波数調整力契約もしくは電源Ⅱ需給バランス調整力契約）の締結にあたり，満たすべき設備要件，運用要件を満たしていることを確認するために，当社から以下の対応を求められた場合，契約申込者または契約者はその求めに応じていただきます。

イ　発電機等の試験成績書の写し等，電源等の性能を証明する書類等の提出

ロ　当社からのオンライン指令（ただし，簡易指令システムを用いたものを含みます。）による性能確認試験の実施（オンライン指令（ただし，簡易指令システムを用いたものを含みます。）で応札される電源等に限ります。）

ハ　現地調査および現地試験

ニ　その他，当社が必要と考える対応

以下に機能ごとの確認・試験内容例をかかげます。

機能	確認方法			試験内容（例）
	現地確認	対向試験	書類確認	
給電情報自動伝送		○		■　中央給電指令所との対向試験を実施。（オンライン指令（簡易指令システムを用いたものを除きます。）で応札される電源等に限ります。）
制御試験	○			■ 現地（DR を活用した電源等においては，アグリゲータ～需要家までを含みます。）での調整指令に対する調整量の確認。
オンライン調整機能（ただし，簡易指令システムを用いたものを含みます。）		○		■　中央給電指令所との対向試験を実施。（オンライン指令（ただし，簡易指令システムを用いたものを含みます。）で応札される電源等に限ります。）
上記以外で系統連系技術要件に定める機能			○	■　発電機等の性能を証明する書類等の提出で確認する。

６．オンライン指令（ただし，簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備について

（１）本要綱に定める技術要件を満たすために必要となる，当社からのオンライン指令（ただし，簡易指令システムを用いたものを含みます。）で制御可能にするための設備などは，契約者の費用負担にて設置していただきます。また，中央給電指令所との間で情報や信号の送受信を行う通信設備については，信頼度確保の観点から，原則として複ルート化して頂きます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照してください。

イ　発電設備を活用した応札者の設備例（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）の場合）

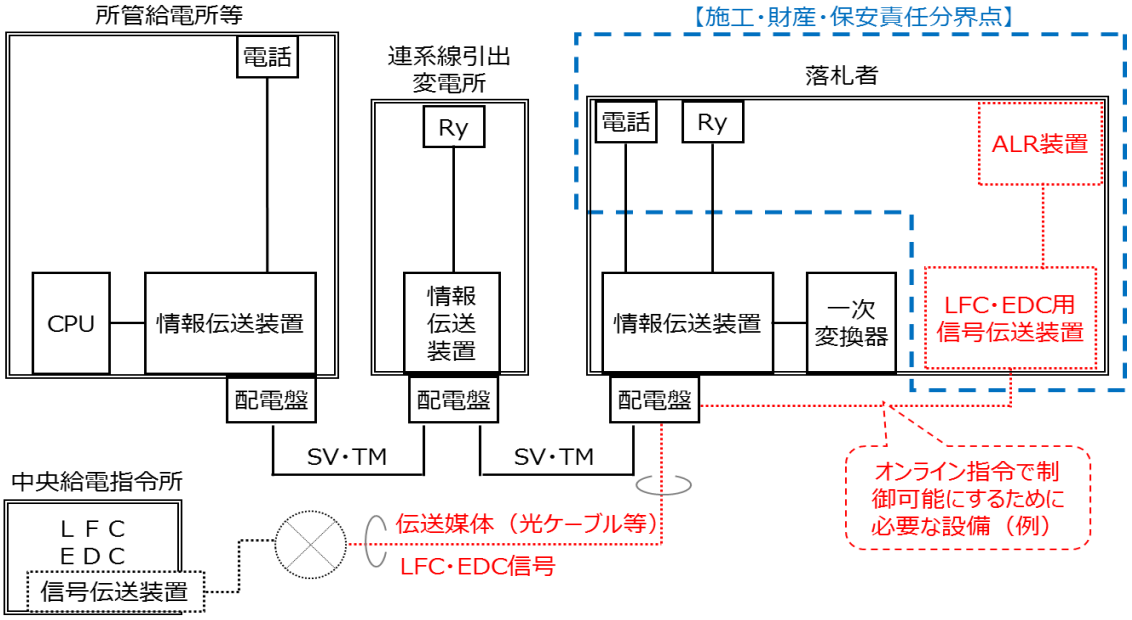

ロ　DR を活用した応札者の設備例（専用線オンライン（簡易指令システムを用いたものを除きます。）の場合）

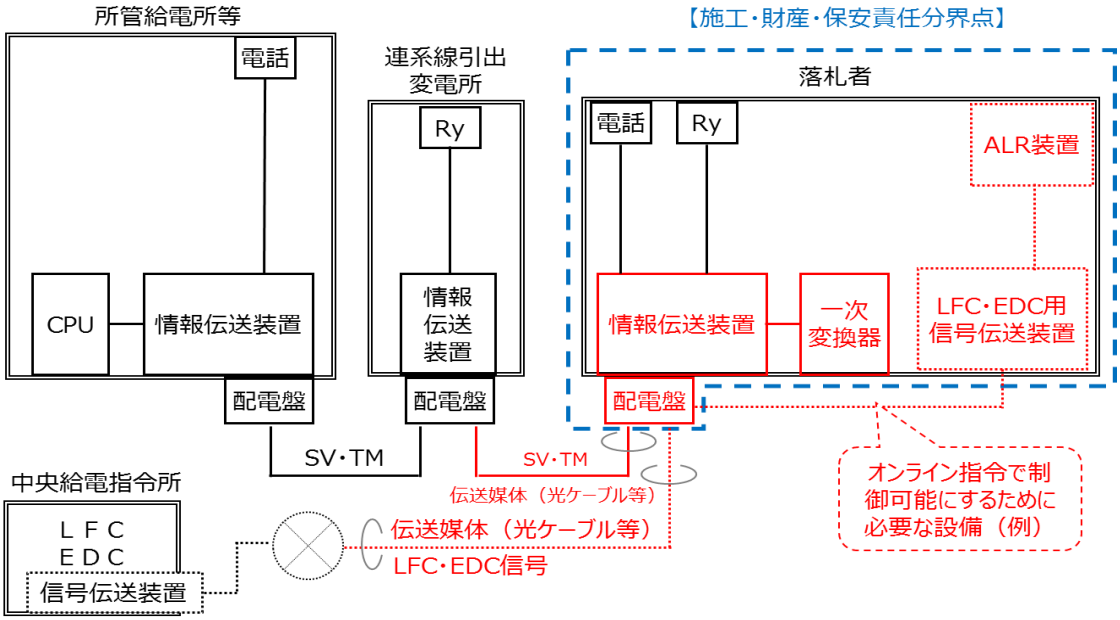

※ただし，落札者から当社連系線引き出し変電所への TM 情報は必須とはいたしません。

ハ　応札者の設備例（簡易指令システムの場合）

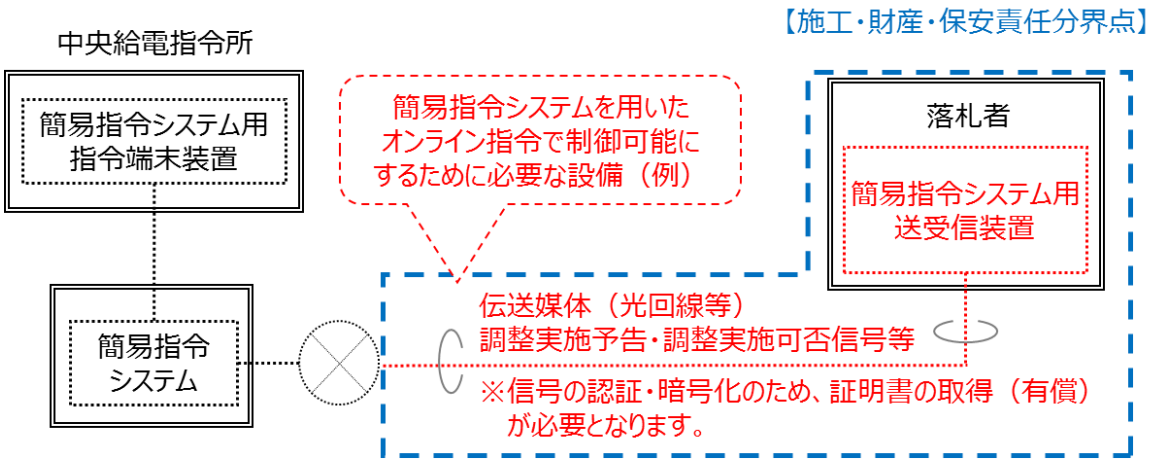

（２）費用負担の範囲や負担額，工事の施行区分等，詳細については協議させていただきますので関西電力送配電株式会社　託送営業部　電力契約グループへご相談ください。ただし，当社が属地 TSO とならない場合で，専用線オンラインにて応札される場合は，属地 TSO となる一般送配電事業者へご相談ください。

別紙
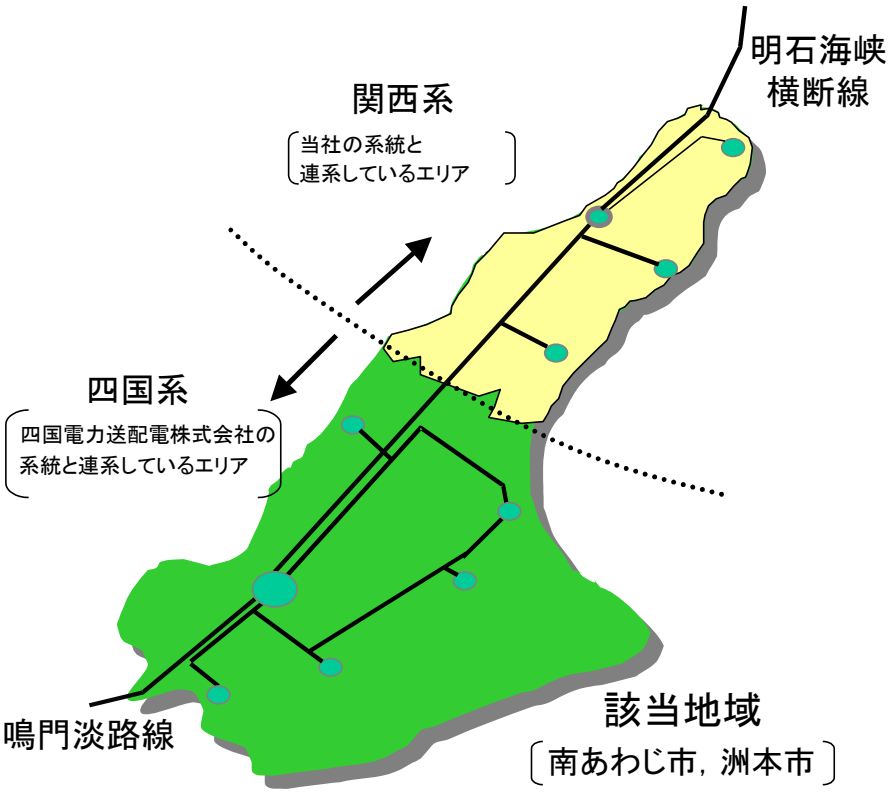
淡路島南部地域の電力系統について